平成２９年（フ）第１５１５号
札幌市白石区東札幌４条４丁目２番15―410号
債務者　今泉　　恵（旧姓及川）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２２号
札幌市東区北34条東２丁目１番１号　１号
債務者　太田　賢治
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２５号
北海道千歳市自由ケ丘１丁目５番11号
債務者　天満明日香（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２６号
札幌市西区二十四軒２条４丁目４番18号　グリーンテラス24Ａ―218号
債務者　大島　信也
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５２７号
札幌市清田区清田６条２丁目21番５号　豊栄マンション102号
債務者　川村ゆかり（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３６号
札幌市手稲区曙２条３丁目５番20号　コーポラス中欧２階Ｆ号
債務者　及川　雅樹
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３８号
札幌市東区北36条東７丁目２番23―302号
債務者　石村　夏希（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４４号
札幌市白石区本通17丁目北17番21―202号
債務者　田髙　千穂
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５５５号
札幌市東区北42条東９丁目２番６―５号
債務者　舛田　千尋
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５６２号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目９番６―303号
債務者　深尾真樹子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５６７号
札幌市豊平区平岸２条12丁目１番１―104号
債務者　關　　晴夫
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５２号
岐阜県土岐市土岐津町土岐口749番地　フローラ　Ｄ―202号、従前の住所岐阜県土岐市下石町1583番地の１
債務者　磯村　直美
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２３号
京都府亀岡市西つつじケ丘美山台１丁目３番地43
債務者　ライトネットサービスこと　菊池　誠
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第２４１０号
大阪府守口市梶町３丁目19番４号
債務者　佐藤繁雄こと　金　　繁雄
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４１１号
大阪市淀川区加島１丁目58番56号　コンフォール　301号
債務者　宮内　洋子
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１３２号
大阪府東大阪市吉田本町１丁目５番10号　ベイリーブス　604号
債務者　本名　知草
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３５９号
大阪府枚方市南中振２丁目28番18―401号
債務者　やきとり一番下新庄店こと　神田　眞一
1　決定年月日時　平成29年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部